

岡山県公報		発行 岡山県			
目次			担当課（室）		
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）			保健福祉課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 【告示】			健康推進課		
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退			障害福祉課		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定			〃		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退			〃		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定			長寿社会課		
○ 指定居宅介護支援事業者の指定			〃		
○ 指定介護予防サービス事業者の指定			〃		
○ 指定介護予防サービスの事業の廃止			〃		
○ 保安林の解除予定			治山課		
○ 〃			〃		
【公告】					

目次		担当課（室）	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		県民生活交通課	
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		経営支援課	
○ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧		〃	
○ 笠岡湾干拓粗飼料基地において粗飼料又は農作物の栽培を希望する者の募集		耕地課	
○ 公共測量の実施		監理課	
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧		都市計画課	

別表第二(3)32の項中「こと」の次に「一般監査に係るものに限る。」を加え、同項(1)中「検査のうち一般監査に係るもの」を「立入検査」に改め、同項(2)中「措置命令のうち一般監査に係るもの(第56条第2項)を」を「勧告、当該勧告に従わなかった旨の公表又は当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令(第56条第4項から第6項まで)」に改め、同項(4)中「のうち一般監査に係るもの」を削り、同(4)を同項(6)とし、同項(3)中「のうち一般監査に係るもの」を削り、同(3)を同項(5)とし、同項(2)の次に次のように加える。

(3) 他の所轄庁に対する意見の具申(第57条の2第1項)	
(4) 関係都道府県知事等に対する協力の要請(第57条の2第2項)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

指定した医療機関

名称

おかやま薬局総社東店

所在地

総社市井手五八八一

指定年月日

平成二十八年十月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第五百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

そうごう薬局児島店

倉敷市児島稗田町一八三八―一

平成二十八年十月一日

ドレミ薬局倉敷下庄店

倉敷市下庄四六五―五

平成二十八年十月一日

◎岡山県告示第五百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年九月十三日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

熊瀬 有 美	視覚	高梁中央病院	高梁市南町五三
--------	----	--------	---------

山 中 崇	肢体不自由、言語・そしやく（中枢神経に由来するものに限る。）	日本原病院	津山市日本原三五二
-------	--------------------------------	-------	-----------

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
-------	------	---------	-----

三 島 邦 基	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	三島内科医院	赤磐市西中七八三一
---------	--------------------	--------	-----------

◎岡山県告示第五百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関		指定年月日
名称	所在地	
きたぞの薬局東一宮店	津山市東一宮五五―五	平成二十八年十月一日
井原薬局	井原市井原町一二二九―一	平成二十八年十月一日
ふじ薬局備前店	備前市伊部一二五九―二	平成二十八年八月一日

担当する医療の種類

調剤

調剤

調剤

◎岡山県告示第五百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
ザグザグ薬局井原笹賀店	井原市笹賀町二九一	調剤	平成二十八年七月一日
ザグザグ薬局総社店	総社市小寺五	調剤	平成二十八年七月一日
しもがた薬局	真庭市下方五八四一	調剤	平成二十八年七月十五日
ふじ薬局備前店	備前市伊部一二五九一二	調剤	平成二十八年七月三十一日
山本薬局	真庭市下市瀬一二七七一	調剤	平成二十八年九月一日

平成28年10月4日 岡山県公報 第11827号

◎岡山県告示第五百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションYAMATO

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町北島七六一番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社オオニシサービス

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町北島七六一番地三

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九九八

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つるの里デイサービスセンター

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称		ソエル株式会社
2 所在地		岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号
3 指定年月日		平成二十八年十月一日
4 介護保険事業所番号		三三七二〇一三八八
5 サービスの種類		通所介護
介護予防通所介護		
一 事業所の名称及び所在地		
1 名称		デイサービスセンターわだくり
2 所在地		岡山県玉野市和田五丁目二二番一号
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地		
1 名称		株式会社SHK
2 所在地		岡山県玉野市和田五丁目二二番一号
3 指定年月日		平成二十八年十月一日
4 介護保険事業所番号		三三七〇四〇一四五一
5 サービスの種類		通所介護
介護予防通所介護		

◎岡山県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わがんせ

2 所在地

岡山県津山市一方一〇二番地一 サザンパレス二〇一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社和顔施

2 所在地

岡山県津山市一方一〇二番地一

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二五三

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターつるの里

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ソエル株式会社

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西九丁目一七番一七号

3 指定年月日

平成二十八年十月一日

4 介護保険事業所番号

三三七二二〇一三七〇

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所わだ

2 所在地

岡山県玉野市和田五丁目二二番一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社SHK

2 所在地

岡山県玉野市和田五丁目二二番一号

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四四四

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第五百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター総社

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さんあい

2 所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二丁目八番二号

三 指定年月日

平成二十八年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三三八

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター 檜原

2 所在地

岡山県美作市檜原上七三四番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人 鶴山福祉会

2 所在地

岡山県津山市川崎一一九番地

三 廃止年月日

平成二十八年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇六七七

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

機能訓練型デイサービス 匠

2 所在地

岡山県津山市山北八〇〇番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ケアサービス かみや株式会社

2 所在地

岡山県津山市山北八〇〇番地三

三 廃止年月日

平成二十八年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一八九一

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスかおり

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社香福

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

三 廃止年月日

平成二十八年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇三八六

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区西山内字大ジイ一九七七の五、一九七七の七、一九七七の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区西山内字大ジイ一九七七の六、一九七七の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔四二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛和

三 代表者の氏名

田中 康彦

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島稗田町五一七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者が日常生活を送るにあたり、介護・援助が必要な人に対して介護福祉事業等を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四二二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将某角五六番地二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

- (2) 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） A棟南（荷さばき施設一） 八十四平方メートル

B棟西（荷さばき施設二） 十八平方メートル

二箇所（荷さばき施設二箇所合計） 百二平方メートル

（変更後） A棟南（荷さばき施設一） 八十四平方メートル

B棟西（荷さばき施設二） 十八平方メートル

A棟西（荷さばき施設三） 三十三平方メートル

三箇所（荷さばき施設三箇所合計） 百三十五平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後七時まで

(変更後) 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午前五時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十九年五月二十七日

二 届出年月日

平成二十八年九月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市建設産業部経済観光活性化課

〔四二三〕 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第七項の規定により、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、法第三十七条第九項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定める場所

玉野市宇野一丁目三〇六〇番二、三〇六一番二、三〇七四番一、三〇七五番二、三〇七六番一、宇野二丁目七九六番、七九七番二、七九八番二二、七九八番四七、七九八番五〇、七九八番五五、七九八番五六、七九八番五七、八一九番一

二 縦覧の期間

平成二十八年十月四日から同月十八日まで

三 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四二四〕笠岡湾干拓粗飼料基地の一部について、県から貸付けを受け、粗飼料又は農作物の栽培を行うことを希望する者を次の条件により募集する。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集地

次の農地を筆単位（複数可）で募集する。

1 粗飼料の栽培を行う農地

- 笠岡市カブト西町一八番地（二〇六、九〇〇平方メートル）
- 同 二三番地（二〇六、八二四平方メートル）
- 同 二五番地（二〇二、六一六平方メートル）
- 同 四一番地（二〇二、二四六平方メートル）
- 同 四三番地（二〇六、七〇六平方メートル）
- 同 四七番地（二〇六、六六二平方メートル）
- 同 五〇番地（二〇二、三四四平方メートル）
- 同 五三番地（二〇二、四二五平方メートル）
- 同 五六―一 番地（一〇一、三〇七平方メートル）
- 同 八五番地（八五、四一四平方メートル）
- 計 十筆（二、〇二三、四四四平方メートル）

2 粗飼料又は農作物（果樹及び花木を除く畑作物に限る。以下同じ。）の栽培を行う農地

- 笠岡市カブト西町三一 番地（二〇二、二七〇平方メートル）
- 同 三三番地（二〇六、七七六平方メートル）
- 同 三六番地（二〇六、七八三平方メートル）
- 同 三八番地（二〇二、四二五平方メートル）
- 計 四筆（四一八、二五四平方メートル）

二 貸付期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 貸付けの条件

貸付けを受ける者は、次の条件を厳守すること。

1 貸付地における栽培は、粗飼料又は農作物の栽培に限ること。

2 貸付地で堆肥を使用する場合は、笠岡湾干拓地内において生産される牛ふん堆肥のみを使用し、散布後直ちにすき込むこと。

3 貸付地への客土を行わないこと。また、肥料として鶏ふん、食品残さ又は汚泥を原料とする有機質肥料を笠岡湾干拓地外から持ち込まないこと。

4 貸付地のうち粗飼料又は農作物の栽培を行わない部分が生じた場合も、雑草の刈取り等適切な管理を行うこと。

5 毎年度末には、粗飼料又は農作物の作付けに係る報告書を提出すること。

6 笠岡市カブト西町八五番地の農地については、笠岡地区農道離着陸場を利用したイベント等の会場又は駐車場に使用する場合があるため、当該イベント等の実施前に笠岡市と協議及び調整を行い、粗飼料の刈取り等の協力を行うこと。

四 使用料等

1 使用料は、(1)及び(2)の合計額とし、当該年度分を四月三十日までに納付するものとする。

(1) 直近五年間における笠岡市農業委員会の笠岡湾干拓地内の賃借料情報を基に算定した額。ただし、笠岡市カブト西町八五番地の農地については、三の6により使用できない月数に応じて減額する場合がある。

(2) 国有資産等所在市町村交付金相当額

国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）に基づく交付金相当額

2 笠岡湾干拓土地改良区の賦課金

貸付けを受ける者が、笠岡湾干拓土地改良区に対し支払う。

五 応募資格等

1 応募資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 農業法人（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第一項に規定する農業法人をいい、五年以内に農業法人となる見込みのあるものを含む。）であること。

(2) 粗飼料又は農作物の大規模な栽培に必要となる資力を有すること。

(3) 粗飼料の栽培を行うことを希望する者については、次のいずれかに該当すること。

ア 井笠圏域（笠岡市、井原市、浅口市、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町の区域をいう。）内で乳牛又は肉用牛を飼養していること（その構成員が飼養している場合を含む。）。

イ 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、笠岡湾干拓粗飼料基地から粗飼料の供給を受けたことがあること。

(4) 農作物の栽培を行うことを希望する者については、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、面積が五ヘクタール以上の農地における農作物の栽培実績があること。

(5) 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条の規定により笠岡市が定める農用地利用集積計画において定められた利用権の設定を受けることができる者であること。

(6) 公租公課を滞納していないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(8) 応募者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」と総称する。）に該当する者でないこと。

(9) 応募者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(10) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2 応募期間

平成二十八年十月十一日から同月三十一日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

3 応募手続

農地の貸付けを希望する者は、貸付申込書、農業法人化予定計画書及び誓約書を4の窓口へ2の応募期間の午前九時から午後四時までに持参すること。

4 窓口

岡山県農林水産部耕地課国営事業班

5 その他

- (1) 提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (2) 応募書類の提出後に辞退する場合は、平成二十八年十月三十一日の午後四時までに、辞退届出書を4の窓口へ持参すること。
- (3) 質問がある場合は、簡潔にまとめた質問書を平成二十八年十月四日から同月十四日の午後四時までの間に、4の窓口へ持参又はファックスにより提出すること。
なお、質問に対する回答は、平成二十八年十月三十一日まで岡山県農林水産部耕地課のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/54/>

六 農地借受者の選考

1 選考基準

- (1) 粗飼料又は農作物の栽培以外の使用が予想される者は、選考対象としない。
- (2) 笠岡湾干拓地内の農畜産業の振興及び活性化に対する貢献度が高いと思われる者を優先する。

- 2 選考委員会を設置し、提出された応募書類について、別に定める評価基準に基づき、内容を総合的に審査の上、借受予定者を決定する。なお、三の貸付けの条件又は五の1の応募資格を満たしていない者は、審査対象としない。

3 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者（辞退者を除く。以下同じ。）に書面で通知するとともに、岡山県農林水産部耕地課のホームページで公表する。

4 審査結果に関する事項

- (1) 応募者は、審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して三日（県の休日を除く。）以内に、審査結果に関する説明要求書を五の4の窓口へ持参又はファックスにより提出し、審査結果についての説明を求めることができる。
- (2) 県は、(1)による審査結果の説明の要求があった場合は、速やかに書面により回答する。ただし、他の応募者の審査結果については、回答しない。
- (3) 審査結果の通知の受領後において貸付地の交換を希望する者は、貸付地交換申請書を、当該通知を受領した日の翌日から起算して十日（県の休日を除く。）以

内に五の4の窓口へ持参すること。ただし、貸付地の交換は、一の1の粗飼料の栽培を行う農地と一の2の粗飼料又は農作物の栽培を行う農地の間では行わない。

(4) 審査結果の通知の受領後における辞退は、特別な事由があると認められる場合以外は認めない。なお、農地貸付けの条件又は農地の使用料等の不知又は不明は、特別な事由があると認められる場合に該当しない。

5 貸付けの決定の通知

貸付けを決定した農地について、借受予定者に書面により通知する。なお、この公告の日から当該決定に係る農地の貸借契約の締結日までに、五の1の応募資格を喪失した場合は、当該決定を取り消す。

七 契約の締結

1 貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づき当該農地の利用権を設定の上、貸借契約を締結することにより行う。

2 借受者が三の貸付けの条件に違反したと認められる場合は、県から改善措置を指示するとともに、当該指示に従わない場合は、貸借契約を解除する。

3 借受者は、農業経営基盤強化促進法に基づく当該農地の利用権の設定において、県及び笠岡市並びに笠岡市農業委員会が当該貸付けに必要な個人情報と共有することについて、同意すること。

八 その他

詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

〔四二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市西坂地内ほか	測 量 区 域
公共基準点測量（二級二点、三級五点）	測 量 の 種 類
平成二十八年十月三日から平成二十九年三月十七日まで	測 量 期 間

〔四二六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により鏡野町から津山広域都市計画下水道（鏡野町決定）についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画下水道（鏡野町決定）

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年九月十六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、鏡野町役場上下水道課において縦覧に供する。